

グローバル・ガバナンス学会 ニュース・レター 第13号

Japan Association of Global Governance News Letter No. 13

2021-3-31

〈巻頭言〉

第13回 研究大会を終えて

グローバル・ガバナンス学会 会長

福田耕治（早稲田大学）

今年度の学会は、オンラインのZoomによる開催になりました。ご協力いただきました皆様のおかげで2日間たいへん活発な研究大会の報告や討論が行われました。

新型コロナの破壊力は、とても大きく、12月現在で既に世界で7000万人が感染し、167.5万人を死に追いやり、また多くの人々の雇用を奪いました。また医療分野の疲弊のみならず、国際社会のすべての分野に、経済・社会、安全保障など、大きな影響を及ぼしています。

ドイツのメルケル首相の3月20日の演説にあるように、感染症が私たちに教えてくれていることは、われわれ人間がどれだけ脆弱であるか、われわれがどれほど他者の思いやりある行動に依存しているか、同時に相互に協力しあうことでどれほどお互いを守り、強めることができるか、ということです。われわれは民主主義国家に居住していて、強制されることなく、知識を共有し、協力し合って生活しています。それでも安全か、自由かで価値観の対立や社会に分断が生じる場合もあります。新型コロナ感染症や気候変動をはじめ、地球規模課題を解決するために、さまざまな視点からグローバル・ガバナンスを捉えなおし、地球公共財を供給するためにわれわれには何ができるのか、グローバル・ガバナンスの正統性や集合行為問題について議論するプラットフォームとして、本学会が貢献できるよう今回の研究大会でご報告いただいた皆様の研究成果を本学会誌『グローバル・ガバナンス』へのご寄稿などを通じて、内外の学界における議論を活性化させるために、本学会のますますの発展のために努力したいと思っています。皆今後とも様のさらなるご支援とご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

最後に、本年度の学会開催校である帝京大学の渡邊先生をはじめ、共催の立命館大学国際地域研究所、足立先生をはじめ企画委員会の皆様にも厚く御礼を申し上げます。

第 13 回研究大会（オンライン開催）報告

2020 年 11 月 15 日（土）～16 日（日）

* 報告者・討論者・司会者の皆様のご所属は第 13 回研究大会当時のものです。

11 月 15 日（土）

■ ポスターセッション

● アティラ・ナシル、榎原彩加（宇都宮大学国際学部 3 年生、藤井広重研究室）

「ロヒンギャ問題から見る不処罰文化の終止という国際規範と国際刑事裁判所」

ポスター内容 **【奨励賞】**

不処罰文化の終止という国際規範は ICC の設立によりグローバルなガバナンスを形成したと言えるか。ICC は不処罰文化の終止を掲げるが政府内に被疑者がいる場合その実現は難しい。ロヒンギャ問題も同様の状況と考えられており ICC の介入が不処罰文化の終止をもたらすのか疑問視されている。しかし、報告者はケニアの先行事例を土台に、不処罰文化の終止という国際規範がロヒンギャ問題を巡るミャンマー政府に与える影響の実態を検証した。

● 福田智洋（早稲田大学大学院 政治学研究科 博士後期課程）

「EU 国際公共政策の実施手段に関する一考察—欧州委員会による権限ガバナンス」

ポスター内容 **【奨励賞】**

本報告は、2011 年以降の EU における政策実施手続の変化と欧州委員会の行政資源管理スキームについて論じる。初めに、2011 年前後の実施細則決定手続を比較し、両者の特徴を確認する。次に、2011 年の手続改革の意義を明らかにしつつ、同年以降の審査付規制手続を巡る議論を概観する。最後に、2019 年の機関間合意の締結経緯に触れ、2011 年以降に欧州委員会が援用した論理を整理し、同期間の交渉が特定の価値を中心に展開していたことを示した。

■ 部会 1 国際規制の政治—経済に公正を実現するもの

司会：臼井陽一郎（新潟国際情報大学）

報告：吉沢晃（関西大学）

「国際競争ネットワーク（ICN）の役割と限界—規制の実効性と公正の観点からの検討」

報告：津田久美子（北海道大学）

「金融取引税はグローバル金融に公正さをもたらすか」

—グローバル・タックス・ガバナンスの正統性原理の探究」

報告：服部崇（京都大学）

「中国のエネルギー政策における気候変動防止規範の受容過程」

討論：須田祐子（東京外国語大学）

討論：臼井陽一郎（新潟国際情報大学）

部会内容

報告者3名、討論者2名の布陣で、国際規制の政治を公正の実現という視点から論じた。ねらいは二つ。一つは国際規制の正統化根拠（経済の公正）を利用しようとする政治戦略の把握、もう一つがそのための政策領域間比較の試みであった。

まず吉沢晃会員が競争政策を取り上げ（「国際競争ネットワーク（ICN）の役割と限界—規制の実効性と公正の観点からの検討」）、次に津田久美子会員が金融政策を問題にし（「金融取引税はグローバル金融に公正さをもたらすか—グローバル・タックス・ガバナンスの正統性原理の探究」）、最後に服部崇会員が気候変動政策を論じた（「中国のエネルギー政策における気候変動防止規範の受容過程」）。競争政策についてはICNなる認識共同体（epistemic community）とソフトローの役割、金融政策についてはグローバルガバナンスのための国家を超えたタックスの可能性、気候変動については規範ライフサイクル論から中国による気候変動防止規範内面化の状況が論じられた。討論はまず須田祐子会員にデータ保護政策への視点も加味しつつ3つの報告それぞれに政治の視点を投げかけてもらい（吉沢報告には大国アメリカの意図について、津田報告には各国間で異なる価値システムを調整する難しさについて、服部報告には大国中国の意図について）、そのうえで司会の臼井が本部会のねらいをリサーチデザインとして具体化するための論点（政策分野ごとに誰がどんな価値規範言説をになっているのか、誰が価値規範の対抗関係を調整するのか、国際規制設定の交渉に他の政策領域とのイシューリンケージがみられるのかどうか、など）を提示した。

オンラインゆえに質疑が心配であったが、視聴者からの質問・コメントもあり、今後の課題を有意義に明示できる部会となった。ご尽力くださった関係者のみなさんに御礼申し上げます。

（文責：臼井陽一郎（新潟国際情報大学））

■部会2 OSCE 25年—CSCE プロセス、OSCE の役割の再検討

司会：坪内淳（聖心女子大学）

報告：玉井雅隆（東北公益文科大学）

「OSCEにおけるメディアとマイノリティ

—自由メディア代表、少数民族高等弁務官の活動に焦点を当てて」

報告：浦部浩之（獨協大学）

「OSCE の選挙監視活動が果たす役割—比較の視点から」

報告：吉川元（広島市立大学）

「CSCE プロセスの再考」

討論：渡邊啓貴（帝京大学）

討論：宮脇昇（立命館大学）

部会内容

本部会は1995年に前年のブダペスト首脳会議の決定を経て、OSCE（欧州安全保障協力機構）として国際機構として出発することとなってから25年が経過したことから、再度CSCEプロセスを見直すべく企画された部会である。OSCEの歩みは順調なものではなかった。NATO、EUの東方拡大などにより、OSCEの「欧州の」国際機構としての影は薄くなっていった。またOSCEのよって立つ規範がEU・NATO諸国の規範であるとロシアを中心としたCIS諸国は批判し、OSCEのそれら地域での様々な活動が「ウィーンの問題」として摩擦が生じるようになってきている。しかしながら、2014年に発生したウクライナ紛争におけるOSCEの活動のように、OSCEはEUやNATOなど他の欧州国際機構には果しえない役割を有している。

本報告では、まず玉井雅隆会員がマイノリティ問題におけるメディアの役割を分析したうえで、OSCEに設置された自由メディア代表や少数民族高等弁務官の活動がどのように行われたのか、という点に焦点を当てて報告を行った。次に浦部浩之会員がOSCEの選挙監視活動に関して、その役割や限界について米州機構などの他の国際機構が行う選挙監視活動を比較したうえで検討を行った。最後に吉川元会員がCSCEプロセスの再考を行い、CSCEプロセスの冷戦崩壊に果たした役割を報告し、CSCE・OSCEプロセス全体の総括を行った。冷戦の崩壊は突然訪れたのではなく、1985年ごろにはソ連は改革派が民主化志向になっており、そこから冷戦崩壊プロセスが進んでいった旨の報告がなされた。

以上の点を踏まえて討論者の渡邊啓貴会員、宮脇昇会員から各報告者に質問がなされ、それに応答する形で進んでいき、またフロアからも質問がでるなど、リモート学会ではあったが盛会となった。

（文責：玉井雅隆（東北公益文科大学））

■全体セッション1：グローバル・ガバナンスの現在—(1)理論と実際

司会：渡邊啓貴（帝京大学）

報告：大中真（桜美林大学）「英国学派はグローバル・ガバナンスに貢献できるか」

報告：高須幸雄（国連事務総長特別顧問、立命館大学客員教授）

「グローバル・ガバナンスとSDGs」

報告：滝澤三郎(東洋英和女学院大学名誉教授)

「難民の国際的保護の現状 ～ 現場の視点から」

コメント報告：上村雄彦(横浜市立大学)

「ポスト SDG s のグローバル・ガバナンス」

部会内容

大中真(桜美林大学)会員は「英国学派はグローバル・ガバナンスに貢献できるか」と題した報告で、英国学派ホワイトとブルの三つの R(合理主義/グロティウス・現実主義/マキャベリ主義)と三つの伝統(ポップズ的伝統/現実主義・カント的伝統/普遍主義・グロティウスの伝統/国際主義)について紹介した。従来市民社会の役割を強調してきたグローバル・ガバナンス理論が今日停滞している状況下で国家の役割の再認識が必要であることが指摘されるが、英国学派はそれを可能とする懐深い発想であることを大中会員は強調した。

高須幸雄(国連事務総長特別顧問、立命館大学客員教授)氏は「グローバル・ガバナンスと SDGs 」について、グローバル・ガバナンスの後退傾向について、とくにドナー国(先進国)の危機とその結果としての対外援助の減少がマルチラテラルな国際機構の危機につながっている点を強調し、また世界の過半数は非民主的國家=強権國家である現実であると指摘。そうした中で人間一人一の持続可能性・尊厳という普遍的価値を追求するための SDGs の重要性について強調し、日本は FOIP と連携しつつ、人権をめぐる摩擦があるとはいえ、中国とも感染症などを含む SDGs の領域で協力する道を模索することを提唱した。

滝澤三郎(東洋英和女学院大学名誉教授)会員は「難民の国際的保護の現状 ～ 現場の視点から」という報告を行った。冷戦後世界全体で難民の数が増え 2019 年には約 8000 万人となり、そのうち国内避難民が約 5000 万人に上る現実について、難民と生存移民の区別も難しく、各国の内戦をはじめとする複雑な事情や難民の国際的保護体制の変容について国際機構だけでなく、NGO 活動の活発化など具体的な説明がなされた。しかし現実には難民保護体制は今日限界を露呈しており、受け入れと負担分担、難民締め出し、難民支援の難しさ、国連難民コンパクトなど数字と経験に照らした含蓄深い報告が印象的であった。

これに対して上村雄彦(横浜市立大学)会員の方から「ポスト SDG s のグローバル・ガバナンス」とコメント報告があった。上村会員は SDGs が対象とする多くのグローバル・イシューに直面する今日は、「人類の生存危機の時代」であり、グローバル・タックスによる「世界政府」は可能かという挑発的な提題があった。上村会員の意図が奏功したおかげか、議論は盛り上がったが、大中会員がグローバル化時代に英国学派的な中庸やソフトランディングのためのマインドを、高須氏が人間の安全保障と SDGs の実現に向けた日本の努力を、そして滝澤会員が難民問題における財源不足を強調していたのが印象的だった。予想以上の多くの会員が参加した共通セッション I では活発な議論が行われた。

(文責：渡邊啓貴(帝京大学))

11月15日(日)

■部会3 自由論題セッション

司会：奥迫元（早稲田大学）

報告：岸野浩一（関西外国語大学）

「言語行為論による国際社会分析の可能性—制度としての勢力均衡をめぐる」

討論：奥迫元（早稲田大学）

報告：西川由紀子（同志社大学）

「ロヒンギャの危機にみる人権をめぐる国際立憲主義の限界」

討論：小松志朗（山梨大学）

報告：豊田祐基子（共同通信）

「安全保障と通商のリンケージ：沖縄返還と繊維交渉の「取引」から

討論：鈴木宏尚（静岡大学）

部会3では「自由論題」として3つの報告と討論がなされた。

まず岸野浩一会員が、英国学派では、制度をめぐる存在論・哲学的考察が皆無である中、言語行為論に基づくサール(John R. Searle)の社会存在論を英国学派に導入する意義を探究した。報告では、勢力均衡について、サールの「義務論的権力」の概念を適用してその哲学的・存在論的基礎が検討された。その結果、英国学派への言語行為論の導入は、「秩序と協調」および「紛争と対立」という制度に内在する二重の傾向を明確化するものであり、言語哲学的アプローチによって英国学派の国際社会論を「更新」することの可能性の一端を照射するものであると論じられた。討論者の奥迫元会員は、国際制度それ自体の理論的基礎を問い直す本報告を、英国学派のみならず国際理論全般、さらには社会諸科学を横断する意義をもつものと評価した。その上で、「言語行為こそが制度を無から作り出し、その制度に権力を付与するものである」としたら、その担い手とは誰であるのか、そして、言語行為論の導入がグローバル・ガバナンス研究に対してもつ意義とは何か、との問いが提示された。

続いて西川由紀子会員が、人権をめぐる近年のグローバル・ガバナンスと国際立憲主義の特徴を検討し、ロヒンギャ問題を事例に、その限界を考察した。今日の国際立憲主義は、西洋の「普遍的人権規範」に基礎づけられるが、規範の捉え方は国・地域で大きく異なるため、今後、主権や市民権の捉え方の違いをめぐる検討が求められることが示された。加えて、国際刑事裁判所(ICC)や保護する責任(R2P)のような従来の制度では無国籍者の十全な保護ができない等、主権国家体制を所与とする制度の限界が指摘された。これに対し、討論者の小松志朗会員が、人権侵害の事例を、国際法と国際政治にまたがる理論的視点から、歴史的経緯も踏まえて分析し、国際立憲主義の限界を指摘する報告であり、グローバル・ガバナンスにおける国家の功罪両方の役割を考える上で示唆に富むとの評価がなされ、その上で、国際

立憲主義との関わりにおいて ASEAN のような地域機構に存在意義はないのか、国際立憲主義とグローバル・ガバナンスはいかなる関係にあるのか、という問いが提示された。

最後に豊田祐基子会員が、相互依存下の日米間で、通商と安全保障のリンケージが生ずるか否かを左右する要因について、1969年に日米両政府が合意した沖縄返還と日米繊維交渉の連関性の検討を通じて考察した。報告では、自主規制に応じない日本に対し、米側では沖縄返還協定調印や尖閣諸島返還を留保する選択肢も検討されたが、こうしたリンケージの追求が、日米関係に加えアジアの安全保障に波及するのを懸念したニクソンらの反対で断念された経緯が示された。さらにこの分析から、相互依存間関係にある2国間で、安全保障と通商のような非対称な分野のリンケージが成立する可能性は低いとの結論が導かれた。討論者の鈴木広尚会員は、本報告を、新資料を2レベル・ゲーム的な理論的分析に付して論じたもの、とその意義を評価した上で、リンケージの対象となる各分野の「対称／非対称」の定義は何か、「糸と縄」の取引不成立の理由を分野間の「対称／非対称」に求めることが妥当なのか、を問うた。

その後、報告者と討論者の間で活発な討論が展開された。グローバル・ガバナンス研究の学際性、とくに歴史研究、規範・制度および理論研究の架橋の必要性を再認識することのできる、自由論題セッションならではの実りある部会となった。

(文責：奥迫元 (早稲田大学))

■部会4 「多元的民主主義」と国際秩序

司会：本多倫彬 (キャノングローバル戦略研究所)

報告：長谷川雄之 (防衛研究所) 「変動期ロシアの政治改革と戦略環境認識」

報告：志田淳二郎 (東京福祉大学)

「中東欧における「多元的民主主義」と既存の国際秩序への影響」

報告：大澤傑 (駿河台大学)

「ラテン・アメリカにおける民主主義の後退と国際秩序の相互作用」

討論：市川顕 (東洋大学)

部会内容

政治的民主主義と経済的自由主義を基盤とするリベラルな国際秩序はどのように変容していくのか。本部会では、各国の国内政治と国際関係の相互性から、その変容を探った。具体的には、リベラルな国際秩序の「揺らぎ」の文脈で注目されるロシア、中東欧、ラテン・アメリカの各地域に焦点を当てて、「民主的」な国内政治過程が生み出す国際関係への非リベラルな帰結と、それらが国際秩序へもたらす影響を検討した。

最初に、長谷川雄之会員 (防衛研究所) の報告「変動期ロシアの政治改革と戦略環境認識」

では、2020年の大規模な改憲に焦点を当てた。ロシア自身の志向する国内政治秩序と、それを踏まえた戦略環境認識を紐解き、ロシアがどこへ向かうのかを検討した。改憲では「クリミア後」の対外認識を含むプーチン政権下の基幹的政策が条文に盛り込まれ、「プーチン時代の制度化」が実現したことを指摘した。また、保守主義的条項の新設など、改憲がロシアの長期的な対外政策に及ぼす大きな影響を展望した。

これを受けて志田淳二郎会員（東京福祉大学）は、「中東欧における『多元的民主主義』と既存の国際秩序への影響」というテーマの下、自らを既存の国際秩序の一員と規定しつつも、独自の民主主義観「非リベラル民主主義」を掲げるハンガリーの内政・対外政策が、結果的に、既存の国際秩序の動揺を引き起こしている様子を検討した。COVID-19下にあってもハンガリーと中国の関係強化に変化がみられないことから、既存の国際秩序を動揺させている中東欧における「非リベラル民主主義」の実践は、今後も継続すると結んだ。最後に視点を中南米に移し、大澤傑会員（駿河台大学）による報告「ラテン・アメリカにおける民主主義の後退と国際秩序の相互作用」が行われた。一般に民主主義の後退が指摘される地域を事例に、それがどのような国際秩序によってもたらされ、またその結果としての地域の政治変動が逆に国際秩序にいかなる影響を及ぼすのか検討した。同地域における民主主義の後退はリベラルな国際秩序を否定する新たな地域主義につながったものの、経済的にアメリカに依存する国家が多いがゆえに、同地域の政治変動が国際秩序に与える影響は限定的であることが指摘された。

以上、各国の国内政治と国際秩序との「相互作用」に焦点を当てる三報告を受け、討論者の市川顕会員（東洋大学）は、国際秩序といった大きなフレームでの議論があるなか、その意義を振り返ったうえでなお、個別の国・事象を丹念に追う研究の意味に改めて光を当てる意味を強調した。また、各報告内容について、討論者およびフロアと報告者との間で行われた質疑によって、個別事象を紐解く上での課題も活発に議論された。

（文責：本多倫彬（キヤノングローバル戦略研究所））

■全体セッション2：グローバル・ガバナンスの現在—(2) コロナ禍への対応

司会：渡邊啓貴（帝京大学）

報告：赤阪清隆（元国連事務次長）「WHOの対応ぶり」と課題」

報告：久保文明（東京大学）「トランプ、コロナ、バイデン、そして世界」

報告：青山瑠妙（早稲田大学）「中国から見た新型コロナ危機とグローバルガバナンス」

報告：福田耕治（早稲田大学）

「新型コロナ危機とEU統合—医療・人道支援における欧州の連帯はどこまで可能か—」
コメント報告：本名純（立命館大学）「コロナ禍への世界の対応—ASEANの視点を交えて」

部会内容

本セッションでは、コロナ禍の中の国際機関、各国の対応をグローバル・ガバナンスの立場から検討した。

赤阪清隆（元国連事務次長）氏はコロナ禍へのWHOの対応について、（1）テドロス事務局長は中国寄りで、当初指導力を発揮できなかった、（2）WHO自身が情報入手などで積極的な関与に努めなかったというWHOの権限の問題を指摘。とくに后者では公衆衛生リスクに関する24時間以内の報告義務があるものの、罰則はない。地域事務局の独自性は強く、本部の権限は弱い。本部中心のガバナンスのための制度改革は必須だ。財政面では米国の分担は15%と大きい、その米国のWHOに対する姿勢が揺らいでいる。巷間言われるほど中国の財政貢献は大きくない。こうした中でユニバーサル・ヘルス・カバレッジなどの国際的イニシアチブを推進してきた日本の積極的貢献に期待した。

青山瑠妙（早稲田大学）会員 or 氏は「中国から見た新型コロナ危機とグローバルガバナンス」について報告した。中国のコロナ対応はIT技術の活用・大規模検査・隔離の徹底であるが、この中国的抑止策は一般化できない。他方で経済的には主要国の中で中国だけがプラス成長を記録し、経済の「独り勝ち」の状況を作り出しており、習近平型のガバナンスモデルが加速している。しかしこのモデルは反腐敗、グリーン投資、グリーン・ファイナンスなどでは国際協調を促す可能性もあるが、国民の権利と自由、国家と市場の在り方に関する考え方には先進国との間に大きな違いがある。

久保文明（東京大学）氏は、報告「トランプ、コロナ、バイデン、そして世界」においてトランプ政権の新型コロナ感染への初動対応の遅れの原因は共和党支持者にコロナへの関心が低かったことを指摘した（関心のトップは経済、コロナは四番目で4%）。トランプ政権はこの問題に対しては楽観的で経済を重視したが、その後の感染拡大での緊急支出は財政赤字を膨らませた。バイデン政権は国際機関との協力関係を復活させ、国際規範も尊重、WHO復帰、海外支援増を決めたが、深刻な財政赤字と国内緊急支出や国内の内向きの雰囲気拡大などの阻止要因がある。

福田耕治（早稲田大学）会員の「新型コロナ危機とEU統合—医療・人道支援における欧州の連帯はどこまで可能か—」はEUの感染対策の包括的かつ情報量の豊富で、理論的背景も踏まえた整理された報告だった。EUの対策は4つの優先事項としてウイルス拡散の防止、医療機器の供給確保、治療薬・ワクチンの研究開発推進、雇用、企業支援と経済の復興計画に整理されるが、欧州疾病予防管理センターの対応の遅れや人の移動の自由の制約などの統合体としての制約は指摘される。しかし福田会員はそうした中でも、通商・外交・地域開発・環境・社会保障・人口・財政政策などの領域横断的なガバナンスの試みとして21世紀の保健医療・公衆衛生政策が不可欠と指摘した。

最後にコメント報告として本名純（立命館大学）会員の報告「コロナ禍への世界の対応—ASEANの視点を交えて」は、ASEANの事例研究として、政治安全保障共同体 politico-

security community からのアプローチを提起した。国家能力の標準化と調和化・法制度整備・市民社会パートナーなどによる地域協力の増進がのぞまれるが、安全保障化 (securitization) についての国家・地域レベルでの理解と対応がばらばらであること、capacity building が進んでいないことなどの深刻な事態が現状だという意義深い指摘もあった。本名報告は短時間であったが、核心的問題点の理論と事例のコンパクトな問題提起となっていた。

コロナ禍の現状を包括的に議論した同セッションには参加者も多く、質疑も熱を帯びたものであったことを付記したい。

理事会議事録

第 39 回 理事会議事録

- 日時：2020 年 11 月 14 日（土）11:00～12:00（オンライン開催）
- 出席者（敬称略）：理事 15 名、顧問 1 名、事務局幹事 2 名

【審議事項】

1. 新入会員、退会

新入会員、退会ともに前回の理事会以降はない旨の報告がなされた。

2. 会費納入状況と長期未納者の扱い（首藤会計担当理事）

会計担当理事より、長期未納者の扱いに関してどのように対応すべきであるかという問題提起がなされた。議論の結果、2016 年以降未納の会員に対し督促を行い、未納の場合には退会とすることに決定した。

3. 次回研究大会の日程と会場について

事務局長より、次回日程並びに会場に関する提議がなされた。議論の結果、21 年度の理事会の開催が 4 月、7 月、11 月、総会の開催が 5 月と 11 月、研究大会が 11 月開催することで承認された（緊急の事案があれば臨時総会やオンラインで対応）。

4. 次回研究会の日程と会場について（中村副会長）

中村副会長より、次回研究会の日程と会場に関して提議がなされた。次の理事会が 4 月上旬に開催するので、それに合わせて発表者（1 人～2 人）を ML や HP で公募する。

5. 第 39 回総会議事次第案について

事務局長より、第 39 回総会議事次第に関して提議がなされ、承認された。

6. 広報の拡充について

事務局長より、後方に関して委員をおく旨の提案がなされ、了解された。

【報告事項】

1. 2020 年度研究大会について

企画担当理事より、順調に進捗している旨の報告がなされた。

2. ポスターセッションについて

ポスターセッション担当理事より、二組の応募があり、3 人の審査員に審査を依頼した旨の発言がなされた。また奨励賞については総会で発表し、賞状は事務局から後日発送する旨の発言がなされた。

3. ニュースレター+会費納入のお願いについて

会計担当理事より、ニュースレターと会費納入のお願いを同封し郵送する旨の発言がなされた。

4. 国際イベント企画について

国際交流担当理事より、開催される国際シンポジウムのテーマは腐敗防止である。登壇者として、腐敗防止に関する専門家を呼ぶ旨の発言がなされた。

5. 会員名簿のメールアドレスについて

編集担当理事より、名簿のメールアドレスの更新をお願いする旨の発言がなされた。

6. 各委員会報告（各理事）

学会制度改革担当理事より、研究大会のお昼が 2 日しかないが、ポスターセッションとランチタイム懇親会とブラウンバッグの 3 つある問題について、どう整理したらいいのかという提案がなされた。また、コロナ禍の状況次第で来年もオンライン開催になればまた別の話なので、状況次第で考えたいとする旨の発言がなされた。

渉外担当理事より、日本学術会議への登録続きを進めていきたい旨の発言がなされた。

編集担当理事より、特集 7 号のテーマは「グローバル・ガバナンスの現在。理論と実践」。コロナに絞る形で、今回の大会で登壇される先生たちに寄稿をお願いしている。投稿論文は査読中、3 月の発行に向けて編集中である旨の発言がなされた。

研究最前線

国境を越える税制をめぐる政治

津田 久美子

北海道大学法学研究科博士後期課程

近年、グローバル・タックス・ガバナンスの議論が高まりを見せている。その議論は大きく分けて二つに分けられる。一つは国際的な租税回避への対策で、諸国家間の税制の抜け穴をふさいで各国家の財源流出を防ぐための国際制度設計が進んでいる。もう一つは、国境を超える移動や取引に対して諸国家が共同して税を課すことで市場規制や新しい財源調達を企図するもので、さまざまな課税構想が議論の俎上にあがっている。従来の国際政治学／国際関係論において、税制は国民国家が強固に保持する主権的権利としてほとんど検討が進んでこなかった。しかし現実政治がダイナミックに動き出したことを受け、グローバル・タックス・ガバナンスの政治学的検討は、近年ますます増えてきている。

私は、このグローバル・タックス・ガバナンスをめぐる政治を、歴史的・動的に分析することが重要だと考えている。たしかにそれは近年の新しい展開ではあるが、他方で、国際的な税制というアイデアそれ自体は最近出現したアイデアでもなければ、過去に政治争点化したことがなかったわけでもないからである。グローバル・タックス・ガバナンスをめぐる紆余曲折の歴史の変遷、特にその過程でいかなる主体が関係し、どのような権力・利害関係を生じさせてきたのかという点については、必ずしも明らかになっていない。きわめて強固に国家の主権の一部と見なされてきた課税をめぐる国際政治の動態を分析することは、近年のグローバル・ガバナンス論において重要視されている国家（およびその他の主体と）の権力作用のあり方に対して、示唆に富む事例を提供できるのではないか。

そこで私は、グローバル・タックス・ガバナンスの先端事例として金融取引税という施策を取り上げ、その歴史的な政治過程の分析を博士論文のテーマにして取り組んでいる。紙幅の都合から、以下ではこれまでの研究から得られた二つの含意について説明したい。

第一に、グローバル・タックス・ガバナンスの政治争点化において、画期的な政策アイデアの存在が歴史的に重要な役割を果たしてきた。金融取引税のアイデアの源流には1970年代に金融規制策として考案されたトービン税（通貨取引税）がある。これが2008年世界金融危機を経て再評価されたことにより、EUの一部諸国では金融取引税を共通税制として具体的な検討を始めた。マックス・ウェーバーがかつて述べたように、「アイデアによって作り出された世界像が、きわめて頻りに転轍手として軌道を決定し、その軌道に沿って利害のダイナミクスが人間の行為を押し進めて」いる様相が見出される。

第二に、グローバル・タックス・ガバナンスの政治過程では、政策アイデアに多様な主体が魅力を見出しその議論が活性化する一方で、その多様さゆえに同床異夢の支持集団を作り出し、政策の形成・決定段階に入ると「異夢」の部分が顕在化し国家間の利害対立が生

じる傾向にある。EU 金融取引税の場合には、市場規制や財源調達という複数の政策効果をめぐって、さらには、富の分配・再分配に関わる国家権力のあり方を再定義する構想の是非をめぐって異なる利益が混在し、それらは時として大いに衝突する。その結果、交渉過程において政策アイデアは合意可能性を求めて縮退していく。

ただし、その交渉過程こそが、民主主義の根幹を支える税制の新しい構想を正当化するうえで死活的に重要な民主的空間でもある。EU では、金融取引税以外にもデジタル課税やプラスチック課税が候補に上がり、イギリス離脱後および新型コロナウイルス感染拡大下において求められる新財源として、困難ながらも検討が続けられている。これらの動きは、グローバル・タックス・ガバナンスの新しいあり方を考えるうえで試金石となるだろう。

編集後記

今回は研究大会のコロナ禍での開催ということもあり、様々な慣れない業務の影響でニュース・レターの刊行も後手後手に回りました。会員の皆様にはお詫び申し上げますとともに、ニュース・レターに関してご提案などありましたら、事務局あてにご一報いただけますと幸いです。

(文責：ニュースレター編集委員会 玉井)